

## 区域外就学許可基準

町外在住者で、許可基準に該当し、時津町立学校への通学（通学中・入学時どちらも可能）を希望する場合、通学に支障がない範囲で、区域外就学が許可されます。ただし、通学中の事故等は保護者の責任となりますのでご注意ください。

（時津町教育委員会）

種別	許可基準	提出書類	許可期間
転居	○年度途中に転居し、引き続き通学中の学校への就学を希望する場合。 ※教育上の配慮として弟妹は、卒業該当者が卒業するまで同一学校への就学を承諾する（希望がある場合）。	①区域外就学願	・学期末まで ・学年末まで （最終学年・特殊事情）
転居予定	○転居することが確定しており、実際の転居（届）を行う前から転居先の学校への通学を希望する場合。 ○住宅の建替え・改築のため、一時的に転居（届）した場合で、引き続き通学中の学校への就学を希望する場合。	①区域外就学願 ②建築業者発行の工事完了引き渡し証明書、建築契約書写、賃貸借契約書写（借家）のいずれか	・転居までの期間
特殊事情	○地域的、家庭的等の事情により、教育的配慮が必要であると認められた場合。	①区域外就学願 ②校長、担任等または民生委員等の意見書 ③その他	・その期間 ・長期の場合は毎学年申請。